

## 用語の説明

### [あ行]

1年度間

4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。

N学級

学級の設置が認可され、または届け出しているが、5月1日現在児童生徒がいない学級をいう。

### [か行]

外国人

日本の国籍を有しない者をいう。なお、この調査では日本と外国の両方の国籍を有する者は日本人とする。

各種学校

法第134条に規定する学校で、法第1条の規定に基づく学校および法第124条の規定に基づく学校（専修学校）ならびに他の法律に特別の規定のある学校以外のもので、学校教育に類する教育を行う学校をいう。

各種学校の基準の主なものとして、①修業期間は、1年以上（簡易な課程は3月以上1年未満も可）、②授業時数は、修業期間が1年以上の場合、年間680時間以上（1年未満の場合その修業期間に応じて授業時数を減じる）、③同時に授業を行う生徒数40人以下、④校舎の面積は115.70平方メートル以上であること、等がある（各種学校規程）。

学級

この調査では、5月1日現在同意を得（認可を受け）、または届出をしている等、正規の手続きを完了している学級としている。なお、5月1日現在同意を得ていないが（無認可であるが）、5月1日付け、またはそれ以前の日にさかのぼって同意を得る（認可される）ための手続きが現在進行中であり、同意を得る（認可される）ことが確実である場合を含んでいる。

また、災害等のため臨時に学級編制を行っている場合は、本来の学級編制により記入している。

帰国児童（生徒）

海外勤務者等の子どもで、引き続き1年を超える期間海外に在留した者のうち、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に帰国した児童生徒の数を5月1日現在の在学学年別に計上している。

「海外勤務者等」とは、①日本国籍を有する者で、海外の事業所、研究機関等に勤務または研修を行うこと等を目的に日本を出国し、海外に在留していた者または現在なお在留している者②終戦前（昭和20年9月2日以前をいう）から引き続き外地に居住していた者で日本に帰国したものという。

教員

学校には、校長および相当数の教員を置かなければならぬとされ（法第7条、第129条、第134条）、資格に関しては、教育職員免許法の規定によるもののほか、監督庁（文部科学省）が定めている。

この調査では、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、

[さ行]  
産業分類

指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭および講師に区分している。

市町村立学校において、給与が市町村費負担であっても教育公務員特例法等に定める条件を満たしていない者は、「教員数」に含めない。

児童・生徒

児童とは小学校と特別支援学校の小学部に就学している者をいい、生徒とは、中学校、高等学校等に在学している者をいう。

この調査では、5月1日現在、当該学校の在学者（1年以上居所不明の者を除く。）として指導要録が作成されている者の数を記入している。

なお、学年の中途に転学した場合、転学先の学校の受け入れた日として教育委員会が指定した日が5月1日以前である児童生徒は、転学先の学校の在学者とし、5月2日以降である児童生徒は、転学前の学校に在学する者として取り扱うこととしている。

私費負担の職員

国立、公立の学校で、校務に従事している本務職員のうち、給与の一部または全部をPTA等の私費負担で支給されている者および市町村費と私費の両方から給与を支給されていて、地方公務員として発令されていない者をいう。ただし、PTA、後援会専従の職員は除く。

就職者

就職者とは、給料、賃金、利潤、報酬その他経常的収入を得る仕事に就いた者ことで、自家・自営業に就いた者を含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者としない。

就職者総数

就職しつつ高等学校等、大学等、専修学校（専門課程・高等課程）、専修学校（一般課程）等および公共職業能力開発施設等に入学した者ならびに前記以外に就職した者を合計した数。

就職率

卒業者総数に占める就職者総数の割合

春期の入学者	専修学校の入学者のうち、入学時期が平成24年4月1日から5月1日までに入学した者をいう。
指導教諭	指導教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、ならびに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善および充実のために必要な指導および助言を行う学校職員をいう。（法第37条第10項）
主幹教諭	主幹教諭は、校長（副校長を置く学校にあっては、校長および副校長）および教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、ならびに児童生徒の教育をつかさどる学校職員をいう。（法第37条第9項）
職員	<p>「職員」とは、事務職員、実習助手、学校図書館事務員、寄宿舎指導員、技術職員、養護職員（看護師等）、学校栄養職員、学校給食調理従事員、用務員等をいう。</p> <p>市町村立学校において、「教員」のうち給与が市町村費負担であっても教育公務員特例法等に定める条件を満たしていない者も含める。</p>
職業分類	<p>「日本標準職業分類」（平成21年12月改訂）による分類で、個人が従事している仕事の種類を以下のとおり体系的に区分したもの。</p> <p>A 管理的職業従事者 B 専門的・技術的職業従事者      C 事務従事者 D 販売従事者 E サービス職業従事者      F 保安職業従事者 G 農林漁業従事者 H 生産工程従事者      I 輸送・機械運転従事者 J 建設・採掘従事者      K 運搬・清掃・包装等従事者 L 分類不能の職業</p>
進学者 (高等学校等)	<p>中学校卒業者のうち、高等学校等に進学した者および進学しかつ就職した者。</p> <p>「高等学校等」とは、高等学校の本科（全日制、定時制、通信制）および別科、中等教育学校後期課程の本科および別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科および別科をいう。</p>
進学者 (大学等)	<p>高等学校卒業者のうち、大学等へ進学した者および進学しかつ就職した者。</p> <p>「大学等」とは、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）および放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）、特別支援学校高等部（専攻科）をいう。</p>
進学率	卒業者総数に占める進学者の割合
新設校	平成23年5月2日から平成24年5月1日までに新たに設置された学校をいう。
専修学校	職業もしくは実際生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図ることを目的としている。「高等課程」、「専門課程」、「一般課程」

の3課程があり、高等課程を置く場合には高等専修学校、専門課程を置く場合は専門学校と称することができる。

専修学校の基準として、①修業年限1年以上、②授業時間は学科ごとに年間800時間以上、③教育を受ける者が常時40人以上、その他、教育内容に応じた教員の資格、施設などの規定がある。

(法第124条～第129条、専修学校設置基準)

卒業者総数

卒業者総数とは、平成24年3月卒業者（年度途中に卒業を認められた者も含む。）で、進学者、専修学校等に入学した者、公共職業能力開発施設等入学者、就職者、一時的な仕事に就いた者、左記以外の者、不詳・死亡の者、これらすべてを合計した数。

[た行]

単式学級

同学年の児童生徒で編制されている学級をいう。

中高一貫教育

同一の設置者が設置する中学校および高等学校においては、監督庁の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる（法第71条）。実施形態には、「併設型」と「連携型」がある。

「併設型」は、高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する形態をいう。

「連携型」は、簡便な高等学校入学者選抜を行い、同一または異なる設置者による中学校と高等学校を接続する形態をいう。

長期欠席者数

義務教育の学校（小・中学校、中等教育学校の前期課程および特別支援学校小学部・中学部）で、平成24年3月31日現在の在学者のうち平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間に、連續または断続して30日以上欠席した児童生徒を計上している。

- ①「病気」：本人の心身の故障、けが等
- ②「経済的理由」：家計が苦しくて教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等
- ③「不登校」：心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にある者。学校生活上の影響、あそび・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否およびこれらの複合等。
- ④「その他」：上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由によるもの。保護者の教育に対する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情、外国での長期滞在、連絡先が不明（1年間にわたり居所不明であった者を除く。）、欠席理由が2つ以上あり、主たる理由を特定できない等。

特別支援学校

特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上

	または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。 (法第72条)
特別支援学級	<p>法第81条第2項に規定する特別支援学級。①知的障害者、②肢体不自由者、③身体虚弱者、④弱視者、⑤難聴者、⑥その他障害のある者で特別支援学級において教育を行うことが適当な者のために、小・中・高等学校および中等教育学校に設置される。またこれ以外に、疾病により療養中の児童生徒に対して特別支援学級を設け、又は教員を派遣して教育を行うことができるとされている。</p> <p>この調査では、「知的障害」、「肢体不自由」、「病弱・身体虚弱」「弱視」、「難聴」、「言語障害」、「情緒障害」の7つに区分している。</p>
[な行]	
入学志願者	高等学校、大学、短期大学において、募集に応じて願書を提出した者で、附属の学校からの志願者も含めた数をいう。2つ以上の課程、学科学部等を志願した者については、実際に入学した課程、学科、学部等への入学志願者として計上する。
入学者	5月1日までに入学が決定した者。補欠入学者および入学後5月1日までに他校へ転学した者も含む。ただし、転入学者、5月1日までに入学を取消した者および退学した者は含まない。
[は行]	
廃校（園）	平成23年5月2日から平成24年5月1日までに廃止された学校（園）。
複式学級	学級編制方式の一つで、2以上の学年の児童生徒で編制されている学級をいう。
副校長	校長を助け、命を受けて校務をつかさどる学校職員をいう。校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行うこととされている。資格は、校長の資格に関する規定を準用することとしている。(法第37条第5項、第6項、規則第23条)
負担法による者	<p>この調査では、「職員」を「負担法による者」と「その他の者」に区分している。</p> <p>「負担法による者」とは、都道府県負担に係る都道府県学校の職員および市町村立学校職員給与負担法による職員をいう。したがって、公立学校でも負担法によらない者は「その他の者」とし、国立および私立の学校ではすべて「その他の者」とする。</p>
分校	本校とは別個に認可された教育施設をいう(規則第7条)。この調査では、集計上、分校も1校として集計している。

本校	学校が分校を設置した場合、分校と区別するための呼び名
本務・兼務	<p>この調査では、教員を「本務者」と「兼務者」に分けている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 本務・兼務は辞令面で区分をし、辞令面で区分できないときは、俸給を支給されている方（2校以上から俸給を支給されている場合は支給額の多い方、俸給が同額のときは、勤務時間数の多い方）を本務とする。</li><li>② 本校と分校に勤務するものは、主として勤務する方のみに計上する。</li><li>③ 本務者の中には、休職者、産休者、育児休業者、産休代替者および育児休業代替者を含む。</li><li>④ 非常勤講師は兼務者とする。</li></ul>

#### 【法令名略語】

法	学校教育法
令	学校教育法施行令
規則	学校教育法施行規則